

村上市上下水道料金統一検討委員会設置要領

1. 趣 旨

上下水道料金については、関係5市町村の合併協議において、合併後7年目の平成26年4月に統一することとされています。

新市としての上下水道施設の整備計画及び財政計画を踏まえた統一料金の算定を行うにあたり、上下水道料金がいかにあるべきか住民代表の意見を聞くため、村上市上下水道料金統一検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の所掌事項

上下水道料金の統一を検討し、意見を述べる。

3. 委員の任免

(1) 委員は15名以内とし、市長が委嘱する。

(2) 委員の任期は、平成22年 3月31日までとする。

ただし、委員会の進捗等により必要な場合は6か月以内の期間において延期することができるものとする。

4. 委員の構成

(1) 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長1名を置く。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

5. 会 議

会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

6. 委員会の事務は上下水道部水道局で処理する。

7. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

8. そ の 他

この要領は、平成21年5月28日から実施する。